

「目黒区感染症予防計画」概要版

I 計画の背景

新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され、保健所設置区市への予防計画の策定が義務づけられた。

II 計画の位置づけ



III 計画の趣旨

本計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すものである。具体化するための取組については、健康危機管理マニュアル等により定めていく。

IV 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。社会状況の変化や基本指針、東京都の予防計画が変更された場合には再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととする。

<参考>
感染症法第10条（予防計画）第14項（令和6年4月1日施行）
保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

V 数値目標

国の基本指針、手引き等に基づき、①保健所検査の実施能力、②保健所職員等の研修・訓練回数、③保健所の感染症対応を行う人員確保数等の数値目標を設定することとされている。

① 保健所検査の実施能力

保健所検査の実施能力

都において、目黒区も含めた都内全体の目標数値を設定している。都と連携して対応する。

② 保健所職員等の研修・訓練回数

保健所職員等の研修・訓練回数

1回以上/年

保健所における即応体制を確実に構築する観点から、保健所職員等に対し、研修及び訓練を年1回以上実施する。※国や都が実施する研修への参加を含む。

③ 保健所の感染症対応を行う人員確保数等

<保健所における人員確保数>

| ①流行初期 (発生の公表後1か月目途) | | ②流行初期 (発生の公表後1~3か月) | | ③流行初期以降 (発生の公表後6か月以内) | |
|------------------------|--------------------------------|------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 人数 | 想定状況 | 人数 | 想定状況 | 人数 | 想定状況 |
| 37 | 第3波R2.11月頃想定 (感染規模:区内20人/日) | 55 | 第3波R3.1月頃想定 (感染規模:区内80人/日) | 89 | 第6波R4.2月頃想定 (感染規模:区内500人/日) |

新型コロナの対応を念頭に置き、都は流行初期①・流行初期②・流行初期以降の3つのフェーズに分けて設定

<即応可能なIHEAT要員数>

即応可能なIHEAT要員数

10人

目黒区在住のIHEAT登録者数
(令和6年1月時点)をもとに設定

VI 計画の構成・概要

第1章 感染症対策の推進の基本的な考え方

- 感染症の発生や拡大に備えた事前対応型の取組の推進
- 都が設置する連携協議会を通した感染症対策の協議
- 健康危機管理体制及び関係機関との連携体制の強化
- 感染症に関する知識の普及啓発や情報提供の実施
- 保健所は、区の感染症対策の中核的機関として、感染症対策を計画的に実施

第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

- 基本的な予防対策等の情報提供及び流行状況に応じた注意喚起の実施
- 平時及び感染症発生時の相談体制の確保
- 医療機関等との連携による定期予防接種体制の確保等
- 発生時の適切な防疫措置や、必要に応じた積極的疫学調査の実施
- 調査研究の推進

第3章 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 発生早期から都が構築する検査体制を迅速かつ効率的に活用
- 国・都が患者情報や病原体情報を迅速かつ総合的に分析・公表できるよう患者調査等を実施

第4章 患者移送体制の確保

- 平時から患者移送のため都と連携
- 患者等搬送事業者への業務委託等の体制整備
- 都や医療機関等との移送訓練等の実施

第5章 自宅療養者等の療養生活の環境整備

- 適切な健康観察に向けた体制構築及びICTの積極的な活用
- 医療機関と連携した訪問診療体制の整備及び業務委託等による迅速な生活支援体制の確保
- 高齢者施設・障害者施設における療養環境の整備

第6章 保健所体制の整備

- 全庁の役割分担・庁内応援体制の検討
- 人材派遣職員等の外部人材を含めた人員確保等の計画的な体制整備
- 健康危機管理を担う人材育成を含めた総合的なマネジメントを担う統括保健師の配置検討
- IHEATに登録した外部の専門職の確保等
- ICTの活用促進による更なる業務の効率化
- 国や都の専門研修等の受講やジョブローテーションによる人材育成・資質の向上及び訓練等の実施

第7章 緊急時における対応

- 国、都、関係機関等との緊密な連携、迅速かつ的確な対策の実施

第8章 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策

- 結核の低まん延の維持に向けた対策の実施
- HIV/AIDSの総合的な対策の推進及び性感染症との同時検査等一体化した対策の実施

第9章 その他の施策

- 感染症の発生状況や感染防止のための情報等、多言語でわかりやすい情報提供の推進
- 薬剤耐性の感染症について、発生届が提出された場合、必要に応じて積極的疫学調査等を実施